

第3次三重県男女共同参画基本計画(中間案)の概要

めざす姿 ~ 男女共同参画社会の実現 ~

一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会。

背景

- ・少子高齢化の進行
- ・人口減少社会の到来
- ・経済のグローバル化
- ・共働き世帯の増加
- ・世帯構成の変化
- ・女性の就業率の高まり
- ・価値観、ライフスタイルの多様化
- ・女性活躍の動きの拡大
- ・ダイバーシティ社会の実現
- ・国際的な動きへの対応~持続可能開発目標(SDGs)の達成
- など

計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間
SDGs(持続可能な開発目標)の目標年とも整合

計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

女性活躍推進法

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

三重県男女共同参画推進条例

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)

県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定し、当該基本計画に基づいた施策の実施状況を、継続的に公表するものとする。

計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 計画策定の方向性

- 1 国内外の情勢
- 2 三重県の動向
- 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括
- 4 計画の目標

第3章 施策体系と施策内容

- 1 施策体系
- 2 計画の重点事項
- 3 計画の体系図
- 4 施策の内容

基本方向 職業生活における女性活躍の推進

- 雇用等における女性活躍の推進
- 自営業における女性活躍の推進
- 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

基本方向 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本方向 誰もが安心して暮らせる環境の実現

- 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
- 家庭・地域における活動の推進と健康の支援
- 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

第4章 計画の推進



SDGsのゴールに寄与

ゴール5, 10, 17は計画全てに共通

5 ジェンダー平等を
実現しよう



10 人や国の不平等
をなくそう



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



1 貧困を
なくそう



2 飢餓を
ゼロに



3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に

